

長期収載品の処方等について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っただけのお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

みなさまの保険料や税金で賄われる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。医療上の必要性がある場合等を除き、先発医薬品を希望される場合には「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されます。ご理解とご協力をお願いします。

後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。